

令和2年度土地改良区検査等について

1 土地改良区検査について

●令和2年度土地改良区検査について

1 検査体制等

①農林水産大臣検査

農林水産省大臣官房検査・監察部の検査官により実施。

②県知事検査

1) 農政部農地整備課検査従事者2名以上により1日間

※平成29年度から無通告検査を実施（現物検査1日、本検査1日）

2) 農林事務所検査従事者2名以上により1日間

2 検査の種類

検査は、土地改良法第132条に基づき行うこととしており、全ての土地改良区及び土地改良区連合を対象に3年毎に実施する「定期検査」と、特定の事項について、必要が生じたときに実施する「特別検査」があります。

■土地改良法（昭和24年法律第195号）

（報告の徴収及び検査）

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 検査件数

定期検査件数（検査対象年度：H29, H30, R元, R2の一部）

県知事（農地整備課：14 農林事務所：14）計：28

特別検査件数

実施なし

●検査指摘に当たっての岐阜県農政部農地整備課の考え方

組織運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促すことを基本とし、下記事項を考慮して指摘を行うこととしています。

1. 各種法令に違反していないか
2. 定款等諸規程類に反していないか
3. 今後の土地改良区の組織運営に影響を及ぼす課題等がないか

2 土地改良区検査の指摘事項について

○令和2年度検査の指摘事項の傾向

農地整備課及び農林事務所が実施した定期検査28件について、1土地改良区当たり約8件の指摘事項がありました。

1 定款・規約の遵守について	23件 (10.3%)
2 会議通知の公告の不備について	16件 (7.1%)
3 賛否の数について	13件 (5.8%)
4 会計帳簿について	13件 (5.8%)
5 土地原簿について	10件 (4.5%)
6 法令遵守について	9件 (4.0%)
7 決算関係書類の公表について	9件 (4.0%)
8 会計補助簿について	9件 (4.0%)
9 選挙(選任)について	9件 (4.0%)
10 会議の出席率について	8件 (3.5%)
11 組合員名簿について	8件 (3.5%)
12 議事録について	8件 (3.5%)
13 予算の流用、予備費の充用について	8件 (3.5%)
14 その他	81件 (36.2%)

計 224件

○具体的な指摘事項について

1 定款・規約順守について

- ・ 随意契約の締結にあたり、規約に反し理事会の議決を経ていないもの
- ・ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人情報の適正な取扱いが確保されていないもの
- ・ 規約に反し、監査計画が付議されていないもの
- ・ 定款及び監査細則に基づき監査結果の報告がされていないもの

2 会議通知の公告の不備について

- ・ 総（代）会の招集を通知した後に、日時等が公告されていないもの

土地改良法第 23 条第 5 項で準用する同法第 28 条第 2 項の規定に基づき、公告するよう
うにしてください。

■土地改良法

（会議招集の通知等）

第28条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。

- 2 理事は、前項の規定による通知をした後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的を公告しなければならない。

3 賛否の数について

- ・ 議事録における賛否の数と出席者数で整合が取れないもの
- ・ 総（代）会の議決に議長が加わっていたもの

土地改良法第 32 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、賛否同数の場合のみ議長を裁決
に含めるようにしてください。

■土地改良法

（総会の議決方法等）

第32条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。

- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

- 4 （略）

- ・ 理事会や監事会において規約に反し、議長が賛否の数に加わっていないもの

土地改良区規約例においては、理事又は監事総数の過半数で決することとされていま

す。それぞれの土地改良区の規約に基づき、議決するようにしてください。

■土地改良区規約例

(理事会の議決方法等)

第 22 条 理事会の議事は、理事総数の過半数によつて決する。

2~4 (略)

(監事会の議決方法等)

第 27 条 (略)

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3~4 (略)

- ・ 書面議決の数が正確に反映されていないもの

4 会計帳簿について

- ・ 財産目録の記載に誤りがあるもの
- ・ 誤記や会計科目に誤りがあるもの

5 土地原簿について

- ・ 「権利の種類」欄をはじめ、必要な内容が記載されていないもの
- ・ 記載事項に修正が必要なもの

土地改良法施行規則第 24 条の規定に基づき、適正に記載する必要があります。

■土地改良法施行規則

(土地原簿の記載事項)

第 2 4 条 法第 2 9 条第 1 項 の土地原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地目、用途及び地積（法第 4 条の埋立ての免許を受けた者にあつては、その権利の目的たる水面の位置及び地積）並びにその権利の種類

二~三 略

6 法令遵守について

- ・ 利水調整規程が定められていないもの
- ・ 定款（附属書を含む）の改正手続きについて、知事認可の手続きを経していないもの
- ・ 土地改良法第 43 条の規定に基づく資格得喪通知が提出されていないもの

7 決算関係書類の公表について

- ・土地改良法第 29 条の 2 第 4 項の規定による決算関係書類の公表がされていないもの

■土地改良法

(決算関係書類)

第 29 条の 2 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録。以下「決算関係書類書類」という。）を総会に提出しようとするときは、その会日から 2 週間前までに、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。

2～3 (略)

4 土地改良区は、総会において決算関係書類の承認の議決があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、決算関係書類を都道府県知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。

8 会計補助簿について

- ・会計細則に規定された補助簿が作成されていないもの

9 選挙（選任）について

- ・総代又は役員選挙において、被選挙（選任）権の審査が書面で行われていないもの

10 会議の出席率について

- ・総会（総代会）、理事会又は監事会における出席率が 80% 未満のもの

法令等による規定はありませんが、土地改良区的意思を決定するものであるため、より高い出席率が必要と考えます。

11 組合員名簿について

- ・資格交替手続きが行われていないもの
- ・共有地において、代表者の選任手続きが行われていないもの

■土地改良法

(土地の共有者等の取扱い)

第113条の2 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第3条に規定する資格を有するものは、第5条第2項及び第4項、第11条、第48条第3項から第7項まで(略)、第85条第2項及び第3項、第85条の2第2項、第3項、第85条の2第2項及び第3項、第85条の3第2項、第3項、第7項及び第8項、第87条の2第3項及び第4項、第88条第1項及び第2項、第96条の2第2項及び第3項並びに第96条の3第2項及び第3項の規定の適用については、合わせて一の第3条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となつている場合には、この限りではない。

2 同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第52条第5項前段及び第6項(略)、第52条第7項(略)において準用する第31条、第97条第1項から第3項まで(略)並びに第136条第2項において準用する同条第1項の規定の適用については、当該共有に属する権利ごとに、合わせて一の当該共有に属する者とみなす。

3 (略)

4 第1項又は第2項の規定により一の第3条に規定する資格を有する者とみなされる者又は一の同項に規定する共有に属する権利を有する者とみなされる者(略)は、農林水産省令で定めるところにより、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を第5条第1項、第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の3第1項若しくは第6項の規定により申請をする者(略)又は土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

5~7 (略)

12 議事録について

- ・ 総(代)会が成立することが記載されていないもの
- ・ 出席者の氏名や賛否の数が記載されていないもの

■土地改良法施行規則

(議事録)

第28条 総会又は法第52条第5項(略)の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともこれに記名しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
- 三 議事の要領
- 四 決議事項
- 五 賛否の数

13 予算の流用、予備費の充用について

- ・ 総代会において、一律に流用を認める議決がなされていたもの
- ・ 理事会の議決を経ず、流用されていたもの

4 指摘事項への対応等について

1 県への報告について

○ すぐに改善が可能な指摘内容

検査後、文書指摘内容により、すぐに是正が可能なものは、理事会の承認を得て是正する。

→ 理事会の議事録と是正内容を農林事務所へ提出する。

○ すぐに改善ができない指摘内容

費用が伴い、次年度に予算化が必要な場合は、理事会において今後の方向性を示す。

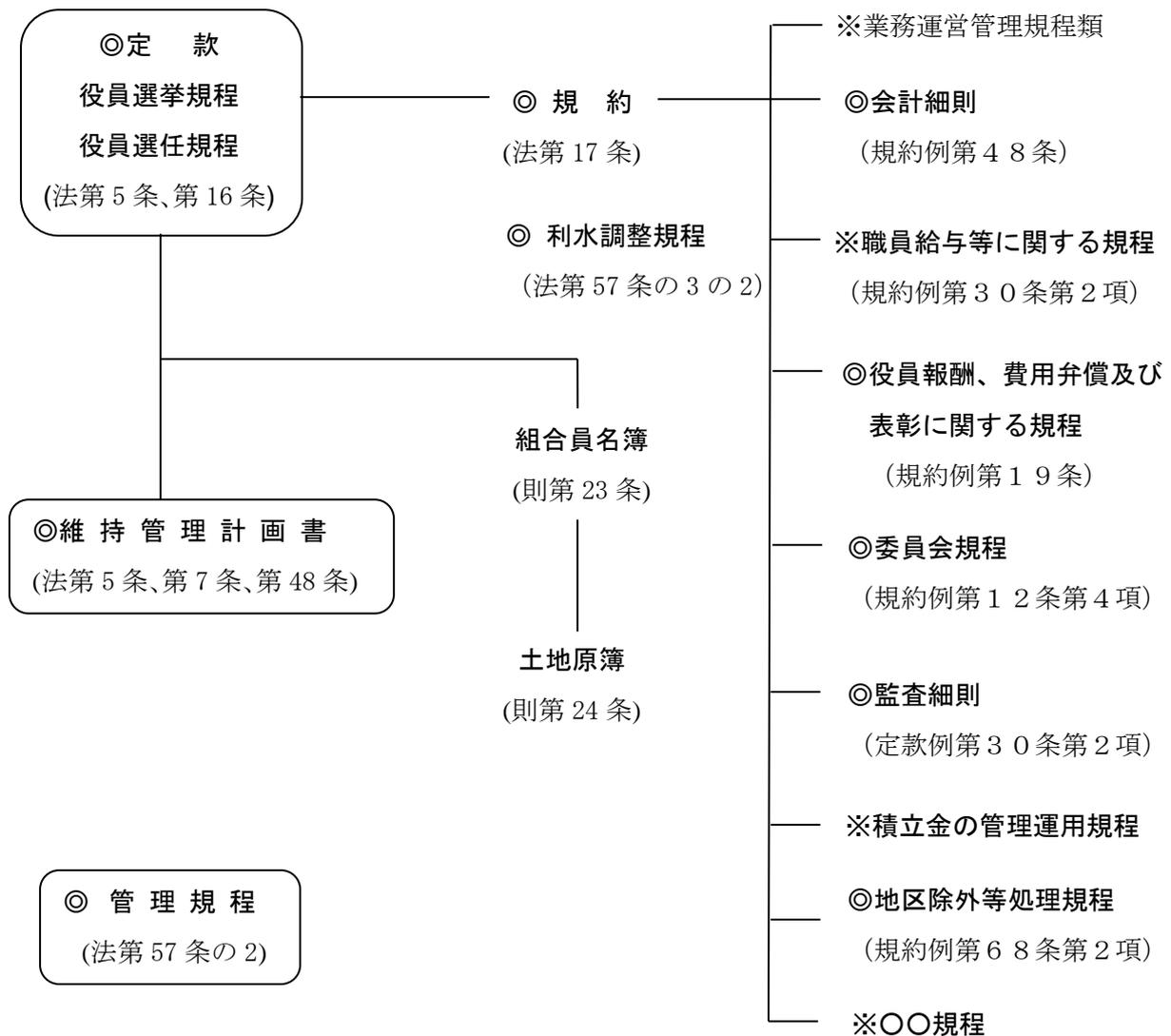
→ 理事会の議事録において今後の方向性やスケジュールを検討し、当該議事録を農林事務所へ提出する。

不正を伴う重大な問題が発見された土地改良区は、解決に向けて定期的に事後指導を行います。次年度以降、土地改良法第132条による検査を実施し、解決に向けての報告又は打合せを行いながら、問題が解決するまで繰り返す方針です。

岐阜県では、平成29年度から「不正・不祥事の未然防止」を主眼とした無通告検査を導入しています。

無通告検査は、特別検査とは別に実施します。

2 定款等諸規程類の体系について



(注)

- 1
- 知事の認可を要する。
 - ◎ 総(代)会の議決を要する。
 - ※ 理事会の議決を要する。

2 組合員名簿及び土地原簿についても必ず作成しなければならない。

3 施設の維持管理を行っている場合は、維持管理計画書を必ず定めなければならない。